

ユーピーアール株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ユーピーアール株式会社と称し、英文では、UPR Corporationと表示する。

(目的)

第2条 当社は、社業を通じて社会に貢献するため、次の事業を行うことを目的とする。

1. 下記(1)から(4)の機器に関わる物品賃貸（含むリース業）・販売業
 - (1) パレット等物流関連機器
 - (2) IoT関連機器
 - (3) カーシェアリング等モビリティ・その他関連機器
 - (4) アシストスーツ等生活関連機器
2. サービス業
 - (1) 上記1. に関連するシステムに関する企画・開発・製造・販売・保守業
 - (2) 上記1. に関するコンサルタント業
 - (3) ゲーム等娯楽業
3. 物流業
 - (1) 貨物自動車運送事業および貨物運送取扱事業
 - (2) 倉庫業
4. 情報通信業
5. 古物商
6. 上記1. から5. に関する海外事業
7. 上記1. から6. に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を山口県宇部市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189 条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166 条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第9条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人等)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定める。

3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役（代表取締役が複数ある場合には、取締役会の決議により予め定めた代表取締役）がこれを招集し、議長となる。

2. 前項の代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会の決議をもって予め定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役等)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会の決議をもって予め定める順序に従い、他の取締役が代表権を行使する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役（代表取締役が複数ある場合には、取締役会の決議をもって予め定めた代表取締役）がこれを招集し、議長とな

る。

2. 前項の代表取締役が欠員又は事故があるときは、取締役会の決議をもって予め定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急その他必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法及び決議の省略)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が取締役会の決議の目的である事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

2. 前項の議事録は、取締役会の日から10年間本店に据え置く。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、取締役会の決議（会社法426条第1項の規定に基づく決議を言う）により、法令に定める範囲内で、取締役の責任を免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、法令に定める額を限度として、当該取締役の責任を限定する契約（会社法第427条第1項の規定に基づく契約を言う）を締結することができる。

第5章 執行役員

(執行役員)

第30条 当会社は、取締役会の決議により執行役員を選任することができる。

2. 取締役会は、その決議により、執行役員の中から社長執行役員1名およびその他の役付執

行役員を選定することができる。

3. 執行役員に関する事項は、本定款で定めるもののほか、取締役会で定める執行役員規程による。

第6章 監査役及び監査役会

(員数)

第31条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、前条3項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急その他必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。各監査役への報酬等の配分及び支給時期については監査役の協議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、取締役会の決議（会社法426条第1項の規定に基づく決議を言う）により、法令に定める範囲内で、監査役の責任を免除することができる。

2. 当社は、監査役との間で、法令に定める額を限度として、監査役の責任を限定する契約（会社法第427条第1項の規定に基づく契約を言う）を締結することができる。

第7章 会計監査人

(選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第8章 計 算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第45条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、2月末日とする。

3. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領され

ないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 剰余金の配当には利息をつけない。